# 目　次


## 序　章　なぜ政府は新立法を必要としたか…… 1

第1節　問題の所在　1

第2節　東京電力福島第一原子力発電所における過酷事故の発生　4

第3節　原子力損害賠償制度における世界標準と賠償法の特異性　9

## 第Ⅰ部
## 「原子力損害の賠償に関する法律」における国家の責任

## 第1章　原子力事業者の厳格責任と国家関与の曖昧…… 19

第1節　なぜ原子力損害賠償制度は必要とされたか　19

第2節　なぜ日本だけが「無限責任」を
原子力事業者に課したのか　35

第3節　なぜ我妻栄は政府を厳しく批判したか　47

## 第2章　原賠法「不変」の構図…… 57

第1節　なぜアメリカとドイツは原子力事業者責任を拡大したのか　57

第2節　なぜ日本だけがチェルノブイリを教訓としなかったのか　81

第3節　なぜ原賠法の骨格は「恒久的」なのか　95

## 第3章　チッソ金融支援方式と
## 支援機構スキームの共通性……111

第1節　なぜ産業公害は原賠法改正の制約条件となったか　111

第2節　なぜチッソを公的資金で救済しなければ
ならなかったのか　118

第3節　なぜ行政は「間接型支援方式」を志向するのか　130

## 第 II 部

## 原子力損害賠償支援の政策学


### 第4章　東京電力破綻回避の真実……141

第1節　本過酷事故はなぜ「5つの複合問題の解決策」を欲したか　141

第2節　損害賠償責任は誰にあるのか　148

第3節　東京電力に免責条項が適用されなかったのはなぜか　153

### 第5章　原子力損害賠償支援機構を設立した政府の意図……169

第1節　東京電力の法的整理が回避されたのはなぜか　169

第2節　原賠法第16条の「拡張的解釈による新立法」とは何か　180

第3節　政策担当者たちはいかにして支援機構スキームに辿り着いたか　187

### 第6章　過酷事故の教訓と原賠法，支援機構法改正の論点……197

第1節　原子力損害賠償支援機構法とは何か　197

第2節　国会審議は支援機構法案の何を修正したか　211

第3節　行政における裁量性の発揮　214


## 第 III 部

## 賠償・除染・廃炉――東京電力国有化の論理


### 第7章　預金保険制度の支援機構スキームへの転用……227

第1節　金融当局はなぜ預金保険制度の拡充に迫られたか　227

第2節　金融システム危機は政府にいかなる教訓を残したか　234

第3節　預金保険制度はいかに原子力損害賠償制度へ
転用されたか　243

## 第8章　政府による支援機構スキームの実践……253

第1節　「擬似会社更生法の適用」は何を意味するのか　253

第2節　なぜ2兆5000億円の資金支援を受けても
債務超過の危機に陥ったか　262

第3節　東京電力の国有化が正当化される論理は何か　270

## 第9章　東京電力分割構想と電力自由化の整合性……287

第1節　政府は“賢明かつ健全なる外部”たりえるか　287

第2節　東京電力社員はモチベーションを維持できるか　292

第3節　政府による「新たな支援の枠組み」はなぜ必要か　298

## 終　章　原子力損害賠償制度の二層化の必然……309

第1節　原子力損害賠償制度の二層化の必然と行政の裁量性　309

第2節　政策的特質における普遍的4要素　313

あとがき……317

〔資料〕原子力損害の賠償に関する法律……321

参考文献……335

索　引……347